

令和8年度スポーツ政策調査研究事業
「スポーツ政策におけるEBPM推進に関する調査研究」
仕 様 書

令和8年2月17日

スポーツ庁政策課企画調整室

1 事業名

令和8年度スポーツ政策調査研究事業

「スポーツ政策における適切な評価指標やEBPM推進に関する調査研究」

2 目的

令和7年度事業で実施した諸外国調査やEBPM検討の結果も踏まえ、国内のスポーツ状況等の効果検証に関する調査研究や令和9年度から計画期間が始まる第4期スポーツ基本計画の周知・展開等を行うことにより、第4期スポーツ基本計画の効果的・効率的な推進の一助とする。

3 成果物

調査報告書・調査報告書概要をPDF及びMicrosoft Word形式やMicrosoft Power Point形式等編集可能なファイルによって納品すること。

4 調査（委託契約）期間

契約を締結した日～令和9年3月31日（水）

5 納入期限

令和9年3月31日（水）17時

6 納入場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号中央合同庁舎7号館
スポーツ庁政策課企画調整室（東館13階）

7 調査内容

（1）スポーツによるウェルビーイング向上への貢献に関する調査研究

令和7年度事業で実施した諸外国調査で得られた、諸外国におけるウェルビーイング関連施策や指標も参考に、日本において、「する」「みる」「ささえる」「集まる」「つながる」といった様々な観点でのスポーツによるウェルビーイング向上を可視化できる指標の開発を行う。その際、必要に応じて試行的なアンケート調査等も実施する。また、併せて、現在行われているウェルビーイングに関する調査のデータ活用等による研究も行い、新たな指標開発と、既存調査の活用の両面から検討を行うこと。なお、研究においては、主観的な要素だけでなく客観的な要素も掛け合わせた、適切な指標を作成するとともに、指標の元となるデータは、経年的に変化を確認できるデータを用いることに留意する。

（2）スポーツ政策の質的な効果検証手法に関する調査研究

スポーツ政策の量的な指標の計測だけでなく質的な効果を把握するために、国内外のスポーツ以外の分野ではどのような政策評価・モニタリング手法がとられているかを調査する（①）（例として、政策や事業が集団に与える健康影響や、集団の中の影響の違いについて評価する健康影響評価

(HIA: Health Impact Assessment) 等) とともに、その調査で明らかになった国際規格や各手法の特徴等を踏まえ、日本のスポーツ政策に活用できると考えられる政策評価・モニタリング手法を検討・提案する (②)。

なお、令和8年7月から8月頃までに第4期スポーツ基本計画の中間報告をまとめる予定であることを踏まえ、中間評価がまとめるまでに、諸外国や他分野での効果検証・モニタリング手法に関する調査研究 (①) を行い、その後、中間報告を基に、具体的な効果検証を実施する。詳細のスケジュールについては、スポーツ審議会等での検討状況を踏まえ、スポーツ庁と協議すること。

(3) 第4期スポーツ基本計画の周知・展開

第4期スポーツ基本計画は令和8年12月頃までに策定を終える予定であり、その後、計画期間が始まるまでの令和9年1月から3月において、地方自治体や関係団体等へ周知・展開するため、第4期基本計画の英訳作成、リーフレット作成・印刷、スポーツ庁HPデザインの作成等を実施する。

(4) 第4期スポーツ基本計画の策定に向けた会議運営補助

第4期スポーツ基本計画の策定については、スポーツ審議会およびスポーツ審議会スポーツ基本計画部会において議論を行っており、本会議の運営補助を行う。開催回数は、各月1～2回の開催を予定している。具体的には以下の補助を行う。

- ・委員との連絡調整：日程調整、出欠管理、資料共有、議事録確認依頼等。
- ・会議室の確保：メイン席30席・随席50席の計80席以上で、オンライン配信可能な会場の確保。なお、文部科学省内の会議室が確保できた場合には、文部科学省内会議室を優先的に利用する。
- ・傍聴管理：傍聴者登録情報の収集、傍聴者への視聴方法等連絡、当日の傍聴者管理
- ・会議当日の会議運営：会場設営（資料印刷、机上名立て準備、お茶・筆記用具手配、マイク・スピーカー・オンライン端末接続（オンライン端末は約30台を確保すること）、会場受付・案内、オンライン配信（文部科学省会議配信用YouTubeアカウントから配信）・録画、資料投影、マイク回しの対応。
- ・会議後の議事録作成：会議開催から3日以内に作成しスポーツ庁へ共有するとともに、出席者への確認をおこない、2週間以内に修正を統合した最終版をスポーツ庁へ提出。

(5) その他

調査の実施や資料作成にあたっては、その詳細な調査項目やレイアウト、構成等について事前にスポーツ庁と協議した上で行うこと。また、調査研究を進めるにあたっては有識者のヒアリングを行うこととし、ヒアリング時期や有識者についてはスポーツ庁と協議すること。

調査の結果については、最終報告書の提出を待たず、随時スポーツ庁に打合せ又はメール等により共有すること。打合せの際は、その記録を作成し、スポーツ庁に提出すること。

8 調査方法

ヒアリング調査、訪問調査、文献調査等

9 事業規模

事業規模は、29,800 千円（税込み）を上限とする。

10 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和8年度スポーツ庁政策課技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務の実施方針

1-1 調査内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。〕
- * 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 調査の抽出・分析手法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば加点する。〕
- * 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

- 2-1-1 過去にスポーツ行政に関する類似の調査を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の調査実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば、その内容に応じて観点する。

- 3 業務従事予定者の経験・能力
 - 3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験
 - 3-1-1 過去にスポーツ行政に関する類似の調査をした実績があればその内容に応じて加点する。
 - 3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性
 - * 3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。
 - 3-2-2 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。
- 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
 - 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組
 - 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
 - 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
 - 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニー認定
- 5 賃上げを実施する企業に関する指標
 - 5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応札者が選択するものとする※1）

 - 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
 - 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
 - ※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。
 - ※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。
 - ※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

1.1 検査

発注者は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、発注者、受注者双方の立会いのもとで確認したことをもって検査とする。

1.2 守秘義務

受注者は、本業務で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

1.3 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1.4 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1-の場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は様式別紙第1の1、別紙第1の2の(留意事項)を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

1.5 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1.6 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1.7 その他

- (1) 本業務に当たっては、業務の進捗状況等を把握するため、必要に応じ報告を求めることがあるので、求めに応じ、メール、電話等により報告すること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。